

希望者は関係書類（正・副各1部）を9月29日（金）までに
文学部教務係窓口へ提出してください。

平成29年度 福島県奨学生（在学）募集の案内《追加募集》

福島県奨学資金

大学・短期大学・高等専門学校

本県奨学資金は、福島県出身の生徒又は学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められるものに対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に資することを目的としております。

- 1 募集人員 [大学・短期大学・高等専門学校] 18名程度
- 2 貸与月額 [大学生・短大生] 月額 国公立 35,000円/私立 40,000円
[高等専門学校生] 月額 18,000円
- 3 貸与期間 平成29年4月分から在学する学校の正規の修業期間
- 4 申込の方法 在学する大学・学校を通して行います。
① 申請に必要な書類を学校へ提出 _____ 月 _____ 日まで
↓
② 学校の推薦を得て申請へ
↓
③ 学校より申請書類を福島県へ 平成29年10月16日(月) [必着]
- 5 採用の決定 提出された書類により、選考作業を行い、奨学生として決定します。
採否については、大学・学校を通して本人に12月上旬までに通知します。
採用された場合、誓約書の提出後、4月分まで遡り貸与開始となります。
初回振込日は平成30年1月10日(4月～1月分をまとめて)の予定です。
(以降、原則毎月10日に振込)

◆問合せ先◆ 在学する学校又は福島県教育庁高校教育課（下記）まで

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16
Tel:024-521-7775(直通) Fax:024-521-7973

福島県奨学資金

検索

<応募資格>

1 各区分に応じ、次に掲げる条件を具備していること。

[大学生・短大生の場合]

- ① 県内の高等学校を卒業した者、若しくは高等学校卒業程度認定試験若しくは大学入学資格検定に合格した者。(合格当時県内に住所を有していた場合に限る。)・・・入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していること。
- ② 県外の高等学校を卒業した者・・・卒業の月に福島県奨学資金を受けていたこと。

[高等専門学校生の場合]

- ① 県内に所在する学校に在学する者・・・県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していること。
- ② 県外に所在する学校に在学する者・・・入学又は転学するまで県内に引き続き6ヶ月以上住所を有しており、かつ、保護者が県内に6ヶ月以上住所を有していること。

2 在学大学・学校より推薦を受けるには、次に掲げるすべての基準を満たしていることが必要です。

【学 力】

[大学生・短大生の場合]

高等学校における最終2カ年の全履修科目の評定を合計し、これを全履修科目数で割った値(小数点第2位四捨五入)が3.0以上であること。ただし、2年生以上の場合は、さらに大学における学業成績が本人の属する学部(科)の平均水準以上であること。

[高等専門学校生の場合]

中学校における最終2カ年の全履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で割った値(小数点第2位四捨五入)が3.0以上であること。ただし、2年生以上の場合は、さらに高等専門学校における学業成績が本人の属する学科の平均水準以上であること。

【所 得】

本人の生計を主として維持する者の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

(詳細は、別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。)

<注意事項>

- 1 応募資格の条件を満たし、大学・学校からの推薦を受けて応募いただくようになります。
- 2 同種類(貸与型)の修学資金を他から受けていないこと。

※ 他団体の奨学資金との併願のみ可能。併用は不可。(給付型との併用は可能です。)

なお、本県奨学生に採用後に併用が発覚した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。

- 3 過去に福島県奨学資金を全修学期間貸与された者又は現に貸与されている者は申し込みできません。

<必要書類>

1. 福島県奨学生願書（第1号様式）

- ① 記載にあたっては「記載例」及び「願書裏面の注意事項」をよく読み、読みやすい字で記入してください。
- ② 本籍及び現住所は番地まで正確に記入してください。
- ③ 申請者の現住所は、実際住んでいる住所を記入してください。
- ④ 保証人は2人（連帯保証人と保証人）立てていただきます。
※ 連帯保証人については、県内に居住する親権者等です。
※ 保証人については、成年者であり、本人及び連帯保証人と別生計で、独立の生計を営み（別居）、奨学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有した方で、やむを得ない場合を除き65才以下の方にしてください。
- ⑤ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に正しく記入してください。（修正ペン、修正テープの使用不可）

2. 福島県奨学生推薦調書（第2号様式） ※ 在学している大学・学校で記載

※ 2年生以上の者が申請する場合、出身高等学校の成績に加え在学学校の成績が必要です。

3. 出身学校の成績証明書 ※高等専門学校生は必要ありません。

出身高等学校より成績証明書（調査書不可）を取り寄せてください。

4. 平成29年度（平成28年分）所得証明書（就学者以外の世帯全員のもの）

※ 源泉徴収票は不可。

- ① 就学者以外は、無職、年金受給者の方も提出してください。
- ② 平成28年の中途又は平成29年中に退職、転職（開業・転業・勤務先変更も含む）等がある場合は、他に書類を提出していただく場合がありますので、お問い合わせください。

5. 住民票謄本（本籍記載の世帯票） ※ マイナンバー（個人番号）の記載がないもの

- ① 同一生計の方全員分です。別居している方も提出が必要です。
- ② 戸籍謄本は不可です。
- ③ 申請者本人が住民票と異なる住所に居住している場合は必ず「在寮証明書」又は「居住証明書※」を提出してください。
※ 居住先の管理者に居住の証明書を発行してもらうようになります。

6. 保証人の住民票抄本（本籍記載の個人票） ※ マイナンバー（個人番号）の記載がないもの

7. 口座振替による支払申出書（ゆうちょ銀行の場合は見開き1ページ目のA4コピーを必ず添付）

- ① 普通預金口座のみ有効。（貯蓄型口座への振込はできません。）
- ② 申請者（学生）名義の口座となります。
- ③ 金融機関で金融機関名、口座番号等の確認を受けてください。
※ 金融機関の確認を受けることができない場合は、通帳（金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義人がわかる部分）のA4コピーを添付してください。
- ④ 自宅外通学者の場合は、本人の実際の居住住所を記入してください。
- ⑤ 用紙右下の署名・捺印を忘れずに行ってください。

<<注意>>

・ 居住証明書
・ 特別の事情にかかる経費内訳
・ 給与支払（見込）証明書



該当者のみ提出

返還について

奨学資金は貸付金です。貸与が終了すると、奨学生本人に返還義務が生じます。返還金は後輩奨学生の奨学資金として直ちに活用される重要なものです。福島県奨学資金の申請にあたっては、申請者及び連帯保証人並びに保証人において、卒業後の返還義務を十分に御理解の上、申請されますようお願いいたします。

返還の方法

【返還の期間・方法】 卒業の月の6ヶ月後から貸与を受けた奨学資金の総額に応じ20年以内に全額を半年賦（年2回）で返還していただきます。福島県より納入通知書を発行・送付しますので、金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の窓口より納入していただくようになります。口座振替等の取扱いはありませんので注意してください。

【利子及び延滞利息】 利子は、無利子となります。

なお、返還すべき日までに返還されない場合は、年10%の延滞利息が発生します。また、期限を経過しても返還に応じていただけない場合は、連帯保証人及び保証人に請求するとともに、法的手段を講じる場合もあります。

返還額の例

		貸与年	貸与月額	貸与月数	貸与総額	半年賦額	回数	年数
大学	国公立	4	35,000円	48月	1,680,000円	60,000円	28回	14年
	私立	4	40,000円	48月	1,920,000円	64,000円	30回	15年
短期 大学	国公立	2	35,000円	24月	840,000円	42,000円	20回	10年
	私立	2	40,000円	24月	960,000円	48,000円	20回	10年
高等専門学校		5	18,000円	60月	1,080,000円	49,000円	22回	11年

※ 端数は初回返還金で調整されます。